

総社市役所
〒719-1192
総社市中央一丁目1番1号
☎ 0866-92-8200

■今月の
「そうじゃ家族の日」
8月16日(日)

毎月第3日曜日は「そ
うじゃ家族の日」です。
子どもを囲んで家族の絆
を深めましょう。

8月のイベント

- 1** **土**
5:00～
- 暁天座禅**
場所 井山宝福寺
内容 方丈の縁側で座禅を組む。5日(木)までの毎日午前5時から。受け付けは、いずれも午前4時30分から。中学生以上が対象
問い合わせ 井山宝福寺 (☎② 0024)
- 20** **木**
14:00～
15:30
- 法律ミニ講座**
場所 総合福祉センター
内容 「空き家対策」をテーマに、市権利擁護センター「しえん」の弁護士、吉野夏己さんが講演
問い合わせ 市権利擁護センター「しえん」(☎② 8374、市社会福祉協議会内)

雪舟くん
お盆休みのお知らせ
〈運休日〉
8月13日(木)・14日(金)
ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。
問い合わせ 交通政策課
(☎② 8249)

**イベント参加時の
感染症対策のお願い**

イベントに参加する際は、以下などの感染症対策にご協力ください。

- ・マスクの着用や手洗い、手指消毒を行う
- ・参加当日に検温する
- ・発熱や咳が出るなど、体調がよくない場合は参加を控える

くらし

児童扶養手当の支給
児童扶養手当は、父や母がいななどの状況にある児童を養育している養育者に支給されます。ただし、前年の所得などによる支給制限があります。

支給要件 18歳になる日以降の最初の3月31日までの間にある子ども(一定の障がいの状態にある子どもは20歳未満)で、次の①から⑥までのいずれかに当てはまること

- ① 父母が離婚
- ② 父か母が死亡
- ③ 父か母が重度の障がい者(両親の一方が障害基礎年金1級を受給か、身体障害者手帳1級か2級の交付を受けており、児童扶養手当額が障害基礎年金額を上回る場合には、受給可能な場合あり)

④ 父か母が1年以上生死不明か、拘禁されている ⑤ 配偶者からの暴力(DV)で、父か母が裁判所からDV保護命令を受けている ⑥ 母親が婚姻によらないで生んだ子

■**手当の月額** 児童1人の場合4万3160円。児童2人の場合1万1900円加算。3人目以降は6110円加算(全部支給の場合)

■**現況届は8月中旬に**
児童扶養手当を受けている人は、受給資格更新のため現況届を8月3日(月)から31日(月)までに提出してください。

現況届は養育状況などを確認するものです。届け出がない場合、手当を継続して受けられなくなります。該当者には、7月下旬に届出用紙を送付しています。

提出先・問い合わせ こども課 子育て支援係 (☎② 8268)

特別児童扶養手当の支給と所得状況届

特別児童扶養手当は、20歳未満の身体が精神に障がいがある児童を、家庭で養育している人に支給されます。ただし、前年の所得などによる支給制限があります。

▼**手当の月額** 1級(重度) 5万2500円、2級(中度) 3万4970円

▼**所得状況届の提出** 特別児童扶養手当を受け取っている人は、受給資格更新のため、所得状況届を8月12日(木)から9月11日(金)までに提出してください。

所得状況届は、養育状況などを確認するものです。届け出がない場合、手当を継続して受けられなくなり。該当者には8月上旬に届出用紙を送付します。

提出先・問い合わせ こども課 子育て支援係 (☎② 8268)

国民年金保険料の免除と納付猶予の制度

国民年金保険料は、免除と猶予の制度があります。

■**保険料免除制度**
所得が少なく国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請し

て承認されると保険料の納付が免除されます。

免除の種類・納付額

▼全額免除	0円	▼4分の3免除	4140円
▼2分の1免除	8270円	▼4分の1免除	1万2410円

※免除の期間は、年金の受給資格期間に含まれますが、保険料を全額納めたときと比べ、老齢年金受給額が減額されます。全額以外の免除が承認された場合に保険料を納め忘れると、未納扱いとなります。免除承認後、10年以内であれば追納することができ、老後の年金を満額に近づけることができます。

ただし、承認された年度から2年を経過した場合、納める保険料に加算金がかかります。

■**納付猶予制度**
50歳未満で所得が少ない人が申請して承認されると、国民年金保険料の納付を後払いにできます。納付猶予期間は、年金額に反映されません。老後の年金を増額するには、追納が必要です。

■**免除や猶予の手続き**
免除や納付猶予の承認期間は、7月から翌年6月までです。原則として毎年申請が必要です。現在、

納税猶予制度の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合、徴収猶予の特例制度があります。

対象者 納税が困難で、2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業などに係る収入が前年同期に比べて約20%以上減少している人

対象税 納期限が令和3年1月31日(日)までの個人住民税・法人市民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税種別割・国民健康保険税など

申請方法 納期限までに申請書と必要書類を提出する

申請先・問い合わせ 税務課 納税係 (☎② 8239)

ひとり親世帯 臨時特別給付金

【基本給付】
対象 次の①から③までのいずれかの人

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当

受給者

- ② 遺族年金や障害年金などの公的年金を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない人 ※所得制限あり
- ③ 申請時点で児童扶養手当受給資格者であり、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した人

※所得制限あり

給付額 5万円。第2子以降一人につき3万円追加

その他 ①の人には、6月17日に基本給付を支給済みです

【追加給付】
対象 基本給付対象①か②のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した人

給付額 5万円

申請方法 申請書と添付書類を郵送か窓口に出す ※添付書類は対象者によって異なります。詳しくは、市ホームページをご覧ください

申請期限 令和3年2月28日(日)(必着)

申請先・問い合わせ こども課 子育て支援係 (☎② 8268)、〒719-1192 中央一丁目1番1号、<https://www.city.soja.okayama.jp/>